



入居のしおり/世田谷区

ウィル・ビー公式キャラクター
ビーちゃん

I ご入居にあたって

1.引越し

- ①引越し日時を事前に (株)ウィルビーへご連絡下さい。TEL:03-6451-0085
- ②引越し業者には、共用部分及び専用部分、建物設備等に損傷を与えない様十分な養生を行う事をご指示下さい。また、梱包材料等は、必ず引越し業者、運送業者に引き取って頂く様ご指示下さい。
- ③大量のダンボール等は「粗大ゴミ」となりますので、個人で出す場合であっても、有料となります。(粗大ゴミで出す場合、地域の粗大ゴミセンターに連絡の上、その指示に従ってください。)
※世田谷区粗大ごみ回収センター TEL:03-5715-1133
営業時間 月曜日～土曜日 8:00～21:00



2.鍵



保管及び取扱には十分ご注意ください。
※鍵に住所、部屋番号が特定できるものをつけることは危険です。

3.住居表示

入居されましたら、速やかに区役所または市役所に住民登録を行って下さい。
※世田谷区役所 世田谷区世田谷4丁目21番27号 TEL:03-5432-1111

II 生活の開始にあたって

電気・水道・ガス・電話の使用

- ①電気 契約開始日当日までに必ず、東京電力㈱に各自お申し込み下さい。電気の使用を開始する時は、ブレーカースイッチをオンにして下さい。
※東京電力カスタマーセンター23区共通
TEL:0120-995-001
- ②水道 使用開始届けを提出して下さい。
入居時までの間は、水道管内の水が停滞しますので、ご使用前に住居内の全ての蛇口を開け、3～4分出水してからご使用下さい。
※東京都水道局 TEL:03-5326-1100 受付時間 平日 8:30～20:00
- ③ガス ガス会社に各自お申し込み下さい。
尚ガス栓の開栓は東京ガスの係員が行います。ガスの開栓時にガス器具等の説明もあるため、開栓時必ず立会いが必要となります。
※東京ガスお客様センター
一般電話から TEL:0570-002-211
携帯電話から TEL:03-3426-1111



Ⅲ 入居後の留意事項について

1. 結露

結露防止のために以下の点にご注意下さい。

- ①窓より換気を十分に行ってください。
- ②大きな家具を置く場合には、家具と壁の間に10cm程度、家具の底には2~3cm程度の隙間を空ける様にして下さい。
- ③室内で濡れた洗濯物を干すことは結露の原因となります。
- ④調理中、入浴中またその後もしばらくは必ず換気扇を回して下さい。

【結露が発生した場合の処理方法は・・・】

すぐに乾いた布でふき取って下さい。そのままにしておきますと結露がひどくなり、かびが発生します。尚、結露を放置したことによるカビ・しみは、借主の負担となりますので、十分ご注意ください。

2. 換気

- ①台所で火を使用中は必ずレンジフードを回して下さい。（ガス警報機の誤作動防止、においの拡散防止、結露防止の為、料理が終わっても5分間程度スイッチを切らないで下さい。）
- ②レンジフードは時々掃除して下さい。
※ファン回転不良の原因となりますので、油等をよくふき取ってください。
- ③入浴中は換気をして下さい。また、入浴後もしばらくの間換気を継続して下さい。
※換気不足はカビの発生、悪臭発生の原因となります。

3. 給排水設備

- ①水栓類は必要以上に強く締めないで下さい。
（パッキンが損傷し水漏れの原因となります。）
※長期間留守にする場合は、万が一のことを考えて、元栓を閉めたほうが安全です。
- ②ゴミ等を流し台、浴室の排水管に流さない様にして下さい。排水口はこまめに掃除して下さい。（排水管にはゴミ流入防止、悪臭の逆流防止の為、排水トラップが付いています。これらはずして使用することは厳禁です。）
- ③配管の詰まり、悪臭発生の原因となりますので、トイレには水洗用トイレットペーパー以外のものは絶対に流さないで下さい。ティッシュペーパー、綿布、紙おむつ等は絶対に流さないで下さい。排水管が詰まると汚水が逆流して使用不能になるばかりでなく、階下の方々にも迷惑がかかります。
- ④洗濯機を防水パンの上に置く場合は、中央に静かに設置し、排水ホースを確実に排水口に差し込んで下さい。
- ⑤流し台にはオーバーフロー用の排水口はありません。流し台の水槽を水桶として使用しないで下さい。
- ⑥廃油は排水管に流さないで下さい。排水管の詰まりの原因になります。廃油は新聞紙等に染み込ませて、可燃物としてゴミと一緒に出して下さい。
- ⑦排水口は時々清掃し、残飯等で詰まらせないように注意して下さい。
- ⑧ディスポーザで生ゴミを粉碎して配水管へ流さないで下さい。
（詰まりの原因になります。）

III 入居後の留意事項について

4.電気設備

- ①メーターボックス内の電気積算計を通して各住戸に設置されている分電盤に電源が入っています。各回路には使用限度がありますので、各機器の容量を十分確かめて安全に使用してください。
- ②容量がオーバーしていたり器具に故障がありますと、その回路のブレーカーが落ちて停電状態になります。もしブレーカーが落ちたら、故障箇所の点検修理を行った後ブレーカーを再度入れてください。
- ③長期間留守にする場合は、主電源を切っておくと安心です。
- ④洗濯機や冷蔵庫のコンセントには感電防止の為アース用端子を設置しています。機器使用時には必ずアース線の接続を行って下さい。

5.メーターボックスについて

メーターボックスには各住戸の設備のための配管が設置されています。
メーターボックス内には、物を置かないで下さい。また扉は必ず閉めておいて下さい。

6.生活音について

住戸は、上下左右が互いに接していますので、一戸建てとは違って音の問題が起こりやすく、トラブルの原因となりがちです。しかしお互いのちょっとした心遣いで防ぐことができますので、お隣り同士お互いに快適な生活を営めるよう注意し合いましょう。

- ①ドアの開閉、階段の昇降、廊下の歩行は静かにして下さい。
(特に夜間は注意して下さい。)
- ②テレビ等音の出るものは壁から少し離して設置するようにし、早朝、夜間はテレビ等の音量は下げて下さい。
- ③夏季は、窓を開放しておくことが多いので、特に注意して下さい。
- ④深夜の入浴、シャワー、洗濯、掃除機等は極力避けるようにして下さい。

7.廊下、階段の使用

廊下、階段等の共用部分には物を置かないで下さい。これは通行の邪魔になるばかりでなく、火災発生時の緊急避難や消火活動の障害となります。

8.ゴミ処理

ゴミを出す時は、地域指定のゴミ袋に入れ、散乱しない様十分注意して下さい。
台所からの生ゴミは、十分水気を切ってから出して下さい。また、段ボール箱等は小さくまとめて、スプレー缶は穴を開けてガス抜きをして出して下さい。
ゴミは指定されたとおり分別をし、指定の場所にそれぞれ決められた収集日の朝、決められた時間までに出して下さい。
★ゴミの分別の方法、出し方、収集日については別途ご確認ください。

Ⅲ 入居後の留意事項について

9.テレビアンテナ、インターネット接続

BS・CS放送受信、インターネット接続については、住戸に受信設備がある場合でも別途個別契約が必要です。

10.玄関の鍵と防犯

- ①堅固なドアによって外界から遮断されているという安心感から施錠を忘れていたりすることがありますのでご注意ください。
- ②玄関ドアにはドアチェーン、ドアスコープが付いています。常にドアチェーンは掛けておく様にして、来客時はドアを開ける前にドアスコープで確認してください。
- ③外出する時は、一寸の間でも必ず鍵を掛ける事を心がけてください。
- ④在宅時は、玄関扉のドアチェーンを掛ける様にして下さい。
- ⑤専用部分の鍵の管理には十分注意して下さい。
- ⑥長期間留守にする場合は、連絡先を定め、必ず管理会社及び隣戸に連絡をして下さい。

11.長期不在の時

長期間にわたって不在の場合は、防犯、防災の上からも下記の点にご注意下さい。

注1.戸締りは厳重にしておいて下さい。

注2.新聞などの配達是不在期間は一時休止の手配をしておいて下さい。

注3.電源を切り、水道の元栓を閉めてください。

12.冷暖房器具の取付

器具取り付けに際しては、外装・内装を破損しない方法で行い、騒音、除湿の排水、室外機等により他に迷惑をかけないように十分注意して下さい。

13.その他



①入居者同士のトラブル、近隣とのトラブルは発生しないよう十分注意し、万が一発生してしまった場合は当事者同士で解決して下さい。



②ポンプ室、受水槽室、電気室等係員以外立ち入り禁止の場所は、危険ですので絶対に立ち入らないで下さい。



③自転車は、駐輪可能な場合でも所定の駐輪場所以外には絶対に駐輪しないで下さい。特に路上や近隣地域に放置することは厳禁です。



④駐車場がある場合は、駐車場規則を厳守して下さい。

IV 火災防止について

- ①火災発生時には、非常ベルを押して他の居住者に知らせると同時に119番に通報して下さい。
- ②火災発生の恐れがある時は、管理会社または119番に通報して下さい。
- ③火災時には、延焼を防ぐ為、窓、玄関扉を閉めて避難する様にして下さい。
- ④自然発火、引火、爆発の恐れがあるものや、火薬類その他の危険物を持ち込んだり貯蔵する事は絶対にしないで下さい
- ⑤カーテン、じゅうたん等はなるべく燃えにくいものを使用して下さい。
- ⑥暖房器具とカーテンが接触する恐れのある所は火災の危険性が高いので、特に注意が必要です。
- ⑦階段、廊下等は緊急時に避難通路となるので、避難の際、通行の妨げになるものは絶対に置かないで下さい。
- ⑧誤って火災報知器を作動させないように注意して下さい。
- ⑨避難方法、緊急避難場所をあらかじめ調べておくことをお勧めします。
- ⑩防災防火訓練が行われる時は、必ずこれに参加し各戸においては、消火器を用意して下さい。



住戸で火災を発生させることは、自分だけでなく他の居住者全員に迷惑をかけ、損害を及ぼすこととなりますので、普段から火災防止を心がけ、万が一の場合でも最小限の損害に止めるよう各入居者が協力してください。